平成２９年（フ）第３０５６号
東京都足立区一ツ家２丁目６－８－202
債務者　高橋　伸予
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０６３号
東京都足立区辰沼２丁目17－５－207
債務者　神原　幸雄
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０６４号
東京都板橋区成増５丁目19－12－712
債務者　荒木　康夫
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０７１号
東京都足立区綾瀬５丁目７－12－102
債務者　吹野　　実
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０７４号
東京都墨田区千歳２丁目５－５－307
債務者　松浦　弘至
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０７６号
東京都港区海岸１丁目２－１－2105
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０７７号
東京都練馬区桜台１丁目22－１－103
債務者　川口　博文
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０７８号
東京都豊島区西巣鴨１丁目30－４－303
債務者　川上さおり
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２００号
東京都狛江市東野川１丁目20番10号コート・リバー103
債務者　土井　暁子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３３１号
東京都府中市日新町３丁目39番地の１ルミエールM105
債務者　照井加奈衣
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
愛媛県八幡浜市向灘1130番地１
債務者　小野　　誠
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第１４２号
栃木県真岡市亀山334番地15
債務者　伊藤　一己
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５号
栃木県足利市錦町35番地　錦町団地14－16
債務者　関口　祐二
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２９３８号
東京都足立区谷在家３丁目３－３－401
債務者　イトウ　エルゾノーラ　トレンティーノ
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０４２号
東京都江戸川区下篠崎町22－10
債務者　熊谷　英寿
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０７９号
東京都練馬区羽沢２丁目14－９－101
債務者　大野眞二郎
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部